二　平成二十一年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）による改正前の地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三　平成二十年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）による改正前の地方交付税法附則第六条の二の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

同条第四項中「二兆二千三百三十四億円」を「二兆七千六百三十四億円」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　各市町村の法附則第六条の三第一項第三号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三⑵のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・一五六五を乗じて得た率を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に、〇・九九三九六〇六を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

同条第六項中「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改め、同条第七項中「法附則第六条の二」を「法附則第六条の三」に改め、「単価を乗じて得た額」の下に「（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）」を加え、同条第八項中「法附則第六条の二」を「法附則第六条の三」に改め、同条第九項中「一・〇〇一六六八二」を「〇・九九二七九一三」に改め、同条第十項中「法附則第六条の二」を「法附則第六条の三」に、「〇・一一五九」を「〇・一五六五」に、「一・〇〇一六六八二」を「〇・九九二七九一三」に改め、同条第十一項中「法第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同条第十四項中「法附則第六条の二」を「法附則第六条の三」に改め、同項中「法第十条第三項本文の規定により平成二十二年八月三十一日までに決定された」を削り、同項を第十五項とし、同条第十三項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同項を第十四項とし、同条第十二項中「前二項」を「前三項」に、「九千七百二十億円」を「一兆四千二百六十六億円」に改め、同項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第三号までに掲げる数値（ただし、平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日までに行われた市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第一項の市町村の合併（以下「適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第三項第一号から第三号までに掲げる数値、平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号並びに第三項第二号及び第三号に掲げる数値、平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日までに行われた適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第三項第三号に掲げる数値）を合算したものの三分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　平成二十二年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第百十四号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十二年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十二年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　平成二十一年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十七号）による改正前の普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十四第九項及び附則第十九条の十五第九項の規定により読み替えられた平成二十一年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　平成二十年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第七十八号）による改正前の普通交付税省令（以下「平成二十年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十年普通交付税省令附則第十九条の十四第八項の規定により読み替えられた平成二十年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十六の次に次の一条を加える。

（平成二十三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第十九条の十七　震災特別法第十条に規定する各都道府県における次の各号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「都道府県算定基礎額」という。）とする。

一　道府県民税の所得割に係る減収見込額

二　個人の行う事業に対する事業税に係る減収見込額

三　不動産取得税に係る減収見込額

四　自動車取得税に係る減収見込額

五　自動車税に係る減収見込額

2　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十三年度の減収見込額は、都道府県算定基礎額として総務大臣が通知した額とする。

3　震災特別法第十条に規定する平成二十三年度に各都道府県の基準財政収入額に加算する額は、第一項各号に掲げる収入の項目に係る減収見込額として前項の規定により通知した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

4　震災特別法第十条に規定する各市町村における次の各号に定める収入の項目に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ平成二十三年度において平成二十三年地方税法改正法及び震災特例法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　市町村民税の所得割に係る減収見込額

二　土地に対して課する固定資産税に係る減収見込額

三　家屋に対して課する固定資産税に係る減収見込額

四　軽自動車税に係る減収見込額

五　自動車取得税交付金に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る平成二十三年度の減収見込額は、市町村算定基礎額として総務大臣が通知した額とする。

6　震災特別法第十条に規定する平成二十三年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る減収見込額として前項の規定により通知した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により通知した当該新市町村の市町村民税の所得割に係る減収見込額の百分の七十五の額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、土地に対して課する固定資産税に係る減収見込額の百分の七十五の額を第五十条第一項第二号㈡の規定に準じて按分した額、家屋に対して課する固定資産税に係る減収見込額の百分の七十五の額を第五十条第一項第二号㈢の規定に準じて按分した額、軽自動車税に係る減収見込額の百分の七十五の額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額及び自動車取得税交付金に係る減収見込額の百分の七十五の額を第五十条第一項第七号の六の規定に準じて按分した額の合算額として総務大臣が通知した額とする。